

社会福祉法人大阪自彊館

指定介護老人福祉施設ジュネス運営規程

第 1 章 総 則

（目的及び基本方針）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大阪自彊館が運営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームジュネス（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第 2 条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：特別養護老人ホームジュネス
- (2) 所在地：大阪市東淀川区東淡路一丁目 4 番 49 号

（利用定員）

第 3 条 施設の利用定員は 104 名とする。

第 2 章 職員及び職務分掌

（職員の区分及び定数）

第 4 条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 管理者（施設長） | 1 名 |
| (2) 事務員 | 1 名 |
| (3) 生活相談員 | 2 名 |

(4) 介護職員	37 名以上
(5) 看護職員	3 名以上
(6) 機能訓練指導員	1 名以上
(7) 介護支援専門員	3 名
(8) 医師	1 名
(9) 管理栄養士	1 名以上
(10) 調理員	業務委託

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職 務)

第 5 条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長）
事業所の業務を統括する。
- (2) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員
利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員
利用者の介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 医師
利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (9) 管理栄養士
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
- (10) 調理員
栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第 6 条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) サービス会議
- (2) リーダー会議
- (3) 食事会議

- (4) 防災会議
- (5) 入所選考会議
- 2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料

(利用料の受領)

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用 1,445 円/日

(2) 居住に要する費用

従来型個室 1,171 円/日 多床室 855 円/日

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費（別途消費税要）

(4) 理美容代金 実費

(5) 貴重品管理料 1,000 円/月

(6) レクリエーションに関する費用 実費

(7) 指定介護老人施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。 実費

(8) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(9) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。なお居住に要する費用について、指定施設サービス等要する費用の額に関する基準厚生省告示第21号により従来型個室の

入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の支払いを受ける。

- (10) 第2号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者より短期入所の滞在費を徴収する。

- 4 施設は第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヵ月前までに、説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第8条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

(入退所)

第9条 施設は、身体上又は精神上の障がいがあるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供そ

の他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（施設の利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者が施設のサービスを受ける際には、次に掲げる利用者側が留意すべき事項について説明し、同意を得る。

- (1) 面会は特に制限時間はないが、他利用者の睡眠等の妨げにならないようにする。
- (2) 外出、外泊は前日までに施設に告げる。
- (3) 敷地内は禁煙とする。
- (4) 所持品の持ち込みは日常生活に必要なものとし、高額物品・貴重品の持ち込みは禁止する。
- (5) 宗教の信仰は自由であるが、他利用者、職員等への宗教活動はしない。
- (6) ペットは施設内では飼育しない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第11条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

（受給資格等の確認）

第12条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉サービスの提供に努める。

（要介護認定の申請にかかる援助）

第13条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

（入退所）

第14条 施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

（保険給付のための証明書の交付）

第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（施設サービス計画の作成）

第16条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて第2項及び第3項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

（指定介護福祉施設の取扱方針）

第17条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、サービスを妥当適切に行う。

2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 施設の従事者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

4 施設はサービス提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

5 施設は、前項の身体拘束を行う場合には、次の手続きにより行う。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置する。

(2) 「身体拘束に関する説明書・経過記録」に身体的拘束にかかる態様及び時間、

その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

(3) 入所者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

6 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

第18条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。

3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。

5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

7 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第19条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

(1) 朝 食 7時30分から

(2) 昼 食 12時00分から

(3) 夕 食 18時00分から

2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談・援助)

第20条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第21条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

(機能訓練)

第22条 施設は、施設サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（健康管理）

第23条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

（利用者の入院期間中の取扱）

第24条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所できるようにする。

（利用者に関する保険者への通知）

第25条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者である市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第26条 施設は、利用者に適切な指定介護福祉サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 施設は当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者のサービスに影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対応方法

（緊急時等の対応）

第27条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関、医誠会病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第28条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者である市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

（非常災害対策）

第29条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を毎月1回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

第7章 その他運営に関する事項

（定員の厳守）

第30条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第31条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、

衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

（重要事項の揭示）

第32条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

（秘密保持と個人情報の保護）

第33条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する個人情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。また、利用者の家族についても、予め文書で同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第34条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第35条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（地域等との連携）

第36条 施設は、運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

（高齢者虐待防止）

第37条 施設は、利用者等の人権、虐待防止等のために、職員等の人権意識の向上、

知識や技術の向上、権利擁護に取り組める環境整備等に努め、高齢者虐待防止の措置を講じる。

第8章 会計の区分及び記録の整備

（会計の区分）

第38条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

（記録の整備）

第39条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。

（法令との関係）

第40条 この規程に定めのないことについては、老人福祉法、介護保険法、大阪市条例並びに関係法令の定めるところによる。

（付 則）

平成12年4月1日施行

平成14年4月1日改正

平成17年4月1日改正

平成17年10月1日改正

平成18年4月1日改正

平成20年10月21日改正

平成22年11月1日改正

平成25年7月1日改正

平成27年4月1日改正

平成27年8月1日改正

平成30年4月1日改正

平成31年4月1日改正

令和1年10月1日改正

令和3年8月1日改正